

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2024年（令和6年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

整理 番号	路 線 名	起 点	幅 員 m	延 長 m
		終 点		
1	辻堂 689号線	辻堂元町三丁目2706番1地先	4.5	40.4
		辻堂元町三丁目2708番14地先		
2	藤沢 785号線	藤沢二丁目1920番1地先	6.0 ～ 7.2	187.6
		藤沢二丁目1948番1地先		
3	湘南大庭 474号線	大庭字城山5253番4地先	4.5	40.2
		大庭字城山5253番51地先		

提案理由

辻堂689号線ほか2路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。